

北陸地方整備局建政部

記者発表資料

配布日時

平成31年 4月10日

取り扱い

配布を以て解禁

北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部 平成30年度の活動報告について

北陸地方整備局では、今日の建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、建設生産物の品質を確保するとともに、担い手の確保が重要になっていることから、平成19年4月以降、「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、推進本部）」を設置し、建設業における法令遵守の徹底に努めているところです。

この度、平成30年度の活動結果がまとまりましたのでお知らせします。

1. 推進本部に寄せられた情報(通報)等

受付件数	H30	H29
駆け込みホットライン	27件	21件
一般電話等	3件	14件

2. 建設業者に対する立入検査の実施状況

平成30年7月から平成31年1月にかけて、建設業者83社に対し立入検査を実施した結果、「書面による契約締結をしていない」、「工事着工前に契約締結をしていない」、「契約書に建設業法で定められた事項が記載されていない」といった不適切事項が多く見受けられました。

また、立入検査に際し、社会保険未加入対策の取組として、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づき、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費の確保状況について確認しました。「法定福利費の内訳明示を見積条件としていない」、「下請負人から法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていない」といった不適切事項に対しては、その場で是正指導を行いました。

立入検査実施状況	H30	H29
大臣許可業者	49社	40社
法定福利費に関する是正指導	(30社)	(20社)
知事許可業者（新潟県・富山県・石川県のそれぞれと合同で実施）	34社	32社

配布先	新潟県政記者クラブ
	新潟県政記者クラブ
	富山県政記者クラブ
	石川県政記者クラブ
	その他建設専門紙

お問い合わせ	国土交通省 北陸地方整備局
	建政部 建設業適正契約推進官 石川（いしかわ）
	建政部 計画・建設産業課 課長補佐 関根（せきね）
	TEL：025-370-6571 FAX：025-280-8746

3. 建設業者に対する監督処分・勧告

他法令違反が確認された2社に対し監督処分を、大臣許可業者への立入検査において特に改善を要する事項が確認された25社に対し勧告を行いました。

監督処分・勧告件数	H30	事 由	H29	
許可取消処分	0社		0社	
営業停止処分	1社	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反	2社	
指示処分	1社	労働安全衛生法違反	0社	
勧 告	25社	建設業法違反	21社	
※大臣許可業者 に対するもの	内 訳	(2社)	第24条の7第1項・第4項違反 (施工体制台帳・施工体系図未作成)	(0社)
		(18社)	第19条第1項・第19条第2項違反 (契約(追加・変更含む)の締結方法が不適切)	(11社)
		(8社)	第19条第1項違反 (契約書等の記載内容が不十分)	(7社)
		(15社)	第19条第1項違反 (契約締結の時期が不適切)	(4社)
		(5社)	第24条の3または第24条の5違反 (下請代金の支払時期が不適切)	(4社)

※ 監督処分における事由は、平成30年度のものであり、平成29年とは異なる。

※ 勧告においては、1社に対し複数の事由が含まれることがあるため、勧告件数と内訳は一致しない。

4. 建設業取引適正化推進月間の取組

建設業者を対象に、建設工事における労働災害防止関係、建設業法令遵守関係を内容とした講習会を開催し、計208名の参加をいただきました。

講習会開催状況			H30参加者	H29参加者
新潟県	11月19日	新潟ユニゾンプラザ	95名	113名
富山県	11月 8日	婦中ふれあい館	57名	41名
石川県	11月 7日	金沢市ものづくり会館	56名	55名